

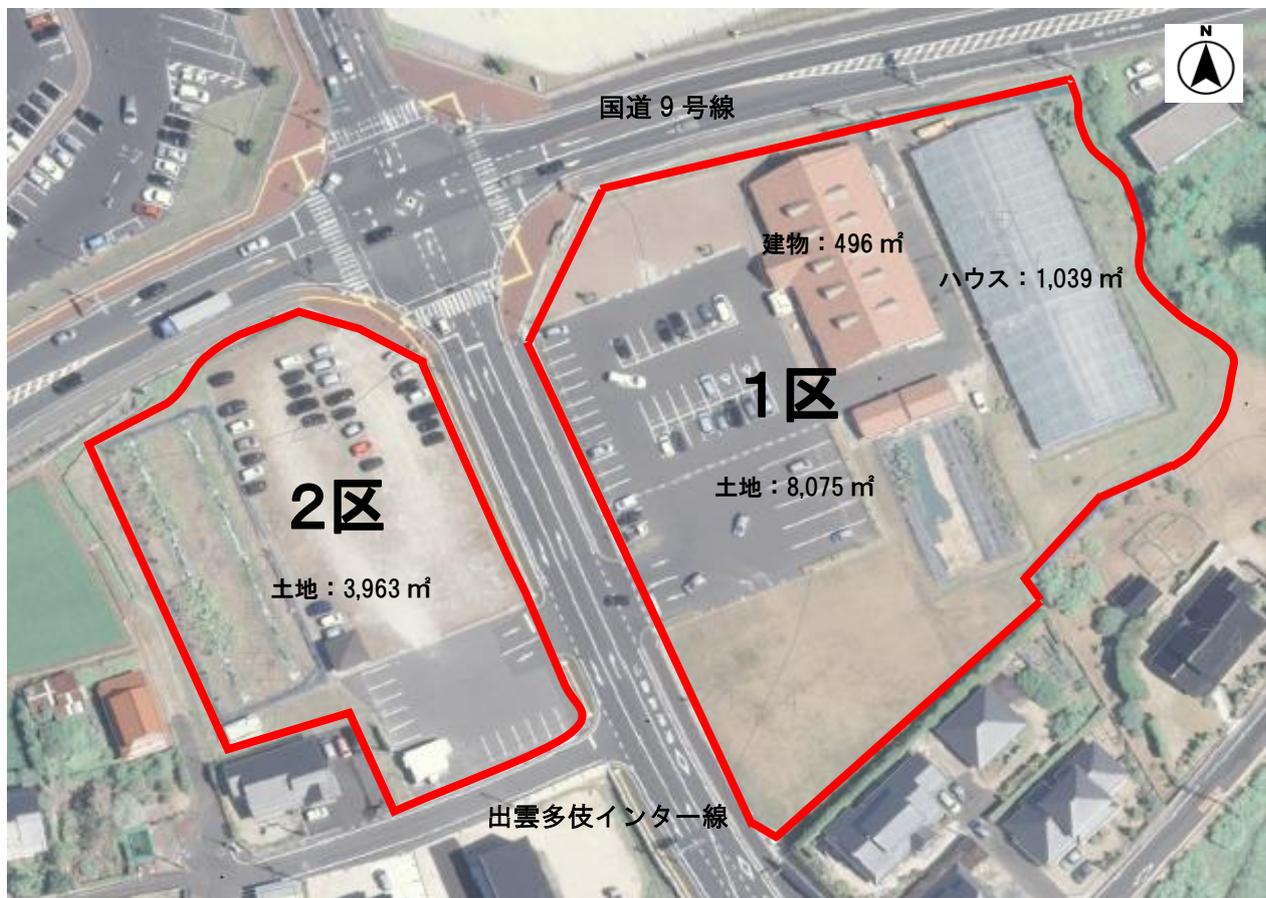
出雲市いちじくの里の民間譲渡に係る公募型プロポーザルの実施について

出雲市いちじくの里は、令和元年10月に指定管理者の取消を行って以降、直営で管理してきましたが、この度、民間譲渡（又は有償貸付）を前提として、次のとおり幅広く活用方法を募集します。

1. 施設概要及び公募条件等について

(1) 施設概要

- ①名 称 出雲市いちじくの里
- ②施設内容
- 1区** ○いちじく館（店舗・加工体験室）：496 m²、倉庫：24 m²、
研修棟：24 m²、駐車場
○いちじく実証ほ場施設
パイプハウス 1,039 m²、露地施設 375 m²
 - 2区** ○いちじく広場：3,963 m²
東屋：33 m²、養液設備庫 10 m²、露地ほ場、駐車場



(2) 公募条件等

項目	内容
方法	公募型プロポーザル方式
譲渡（貸付） 価格	<u>①譲渡提案の場合</u> 土地の価格（不動産鑑定価格）を最低予定価格とし、応募者に価格の提示を求める。 （1区） 譲渡面積：8,075.78㎡ （2区） 譲渡面積：3,963.28㎡ <u>②貸付提案の場合</u> 土地の固定資産評価額を基に算出した額を賃料の最低価格とし、応募者に価格の提示を求める。
施設等の修繕	譲渡（貸付）のための新たな修繕は行わない。
応募資格	①本店、支店、営業所、その他これらに類する事業拠点の所在地が、出雲市内にある法人等 ②建物、ハウス及び土地を利活用し、地域の活性化に資する提案を持ち、かつ提案を確実に実行できる資金計画を持った法人等
事業の継続	譲渡後、最低10年間提案事業を継続する。ただし、事前に市の承認を得た場合、変更も可とする。
資産の譲渡等	10年間は市の承認を得ずに第三者への譲渡（転貸）を禁止する。
その他の 公募条件	①提案の範囲は、施設全体若しくは1区のみとし、2区のみは対象としない。 ②譲渡物件の権利移転登記の手続は譲受者が行うものとする。
要望事項	①新規に職員を雇用する際には、地元雇用に配慮すること。 ②事業実施にあたっては、地域住民への周知を図るとともに、要望等に対し誠意をもって対応すること。

2. 募集等スケジュール（予定）

- (1) 募集期間 令和3年7月5日（月）～8月31日（火）
- (2) 選定委員会 令和3年9月下旬
- (3) 選定結果の報告 令和3年10月全員協議会
- (4) 議案等提出 令和3年12月議会（設置管理条例の廃止等）
- (5) 譲渡（貸付）時期 令和4年4月1日